

区のある方基本方針



平成29年3月 名古屋市

目次

第1章 策定の趣旨	1
第2章 現在の計画等	3
第3章 区役所改革の総括	4
第4章 方針について	6
第5章 方針における取り組みの方向性	10
1 住民が主体のまちづくりの推進	10
2 住民に身近な行政サービスの推進	12
3 区行政を推進する仕組みづくり	16



第1章 策定の趣旨

1 背景

我が国は人口減少局面に入っており、本市においても高齢者の増加、出生数の減少等により、まもなく人口減少が始まると予想されています。

このような人口構造の変化に加えて住民の価値観の多様化等も進んでおり、地域がコミュニティとして持っていた諸機能が低下し、人と人とのつながりの希薄化も進んでいます。

そのため、地域の人々の暮らしを支える対人サービスの重要性が高まっており、行政によるサービスのみでは地域の課題への対応が困難な状況も生じています。

一方で、多様なサービスを提供する市役所の組織は大規模化し、地域の住民との距離が遠くなっていることから、住民に最も身近な行政機関としての区役所の重要性が増しています。

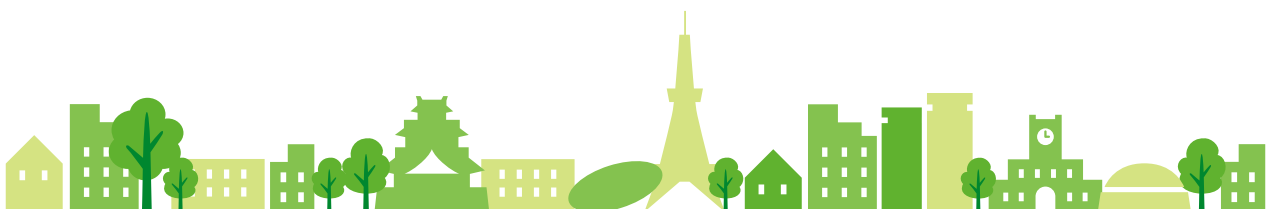
このような状況において、住民の視点から行政サービスを考えるにあたって、住民がより行政に参画しやすい仕組みを構築すること、行政のみではなく住民や様々な地域団体など地域における多様な主体と行政が協力し合いながら、区役所が行政サービスを提供していくことが必要です。

住民の視点からの行政サービスを区役所が提供することを可能にするため、区役所が自らの権限と責任において、主体的に区政運営を行える仕組みづくりが求められています。

2 趣旨

「新たな区役所改革計画」が平成28年度に終了し、また、区の役割の拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正が行われました。

そこで、これまでの区役所改革の取り組みを踏まえつつ、10年後の地域社会をみすえ「区のあり方基本方針」を策定し、区役所の果たす役割・方向性を示すものです。



【参考】

● 地方自治法の改正〈平成26年5月〉について

第30次地方制度調査会の答申を踏まえて、平成26年5月に地方自治法が改正されました。今回の改正においては、昭和31年の指定都市制度創設以降初めて大きな制度の見直しが行われました。

この改正により、指定都市において「区の役割を拡充し、住民自治を強化する」観点から、区役所が分掌する事務を条例で定めることや、条例で区に代えて総合区を設置できることが新たに規定されました。

● 大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申

(第30次地方制度調査会 平成25年6月25日)〈抄〉

第2 現行の指定都市制度の見直し

1 指定都市制度

(1) 指定都市制度の現状

③ 住民意思の的確な反映

指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、住民に身近な行政サービスを適切に提供することや住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題となっている。

指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要である。

(3) 都市内分権により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。



第2章 現在の計画等

1 新たな区役所改革計画（平成21年度～平成28年度）

● 区役所の将来像

市民との協働のもと、自らの権限と責任において地域の課題を主体的に解決できる「市民に信頼される地域の総合行政機関」をめざす。

● 改革の方向性

- ・区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現
- ・迅速で質の高い市民サービスの実現

2 新たな区役所改革計画アクションプラン（平成25年度～平成28年度）

- 区を取り巻く環境の変化も踏まえ、個別具体的な問題から課題解決に向けてアプローチしながら、さらに区役所改革を推進する。

● 改革を推進するための4つの柱

- ・災害対策の強化
- ・健康福祉・子育て支援
- ・地域主体のまちづくりの推進
- ・市民サービスの向上と業務の効率化

3 名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方（平成26年3月）

- 当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮するとともに、市域内において、地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」制度を創設する。

● 「特別自治市」制度の創設の実現に向けたプロセス

区役所の機能強化、地域活動の支援など住民自治の充実に向けた取り組みを進める。

第3章 区役所改革の総括

1 これまでの取り組み

平成19年12月に「区役所改革基本計画」、平成22年3月に「新たな区役所改革計画」、平成26年3月に「新たな区役所改革計画アクションプラン」を策定・公表し、区役所が地域課題を自らの権限と責任において主体的に解決できる「地域の総合行政機関」となることをめざして取り組んできました。

これまでの取り組みにより、窓口サービスの改善や職場風土の改革、区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりなど、一定の成果があったものと考えています。

(取り組みの主な成果)

● 区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現

- ・自主的・主体的な区政運営予算による地域の特性に応じた取り組みの実施
- ・区役所の努力により確保した収入の独自財源化
- ・区長の裁量が発揮できる定員の配置
- ・各区に企画経理室を設置し、企画調整機能を強化
- ・中区役所庁舎内へ中保健所を移転
- ・港区役所庁舎内へ港土木事務所を移転

● 迅速で質の高い市民サービスの実現

- ・支所における福祉業務拡充など窓口サービスの向上
- ・税務事務や住民票等にかかる郵送請求事務の集約化の推進による業務の効率化

● 地方自治法改正(平成26年5月)を受けた取り組み

- ・区の事務分掌を条例に規定
- ・「区における総合行政の推進に関する規則」を改正
- ・各区で区民会議を開催
- ・区まちづくり基金を創設
- ・各区に区政部を設置し、企画調整機能を強化

2 今後必要な取り組み

昨今の社会状況の変化に対応し、地域の人々の安心で快適な暮らしを支える行政サービスを持続可能なものとして提供していくためには、区役所が住民とともに地域の課題解決や、各区の特性に応じたまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、それらを支える仕組みづくりも一層進めていく必要があります。

《参考》

時 期	主な事項
昭和58年度	・「区における総合行政の推進に関する規則」施行
平成 3年度	・区長を部長級から局長級にするとともに、区政部・福祉部の2部制施行
平成 9年度	・「行政区のあり方懇話会」提言
平成12年度	・保健所を区役所組織へ編入
平成15年度	・「IT時代における区の行政サービスのあり方懇話会」提言
平成17年度	・区内3公所（環境事業所、土木事務所、消防署）の課長級職員を区役所兼務（併任）主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）とし、各公所との連携体制を強化
平成19年度	・「区役所改革基本計画」策定
平成20年度	・区ごとに区政運営方針を策定・公表
平成21年度	・区役所が自主性・主体性を発揮するための予算として、各区1,000万円の予算を計上 ・「新たな区役所改革計画」策定
平成22年度	・区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「企画経理室」を設置 ・広告の掲出や自動販売機の設置など、区役所の努力により確保した収入を予算として計上 ・快適でわかりやすい窓口の実現や、市民利用スペースの充実を図るため、庁舎の環境整備を実施（平成24年度まで）
平成23年度	・区役所兼務等主幹（環境、土木、消防職員）の担当事務を区政運営の推進に拡充
平成24年度	・区長の裁量で部署を決定できる定員を配置 ・支所において福祉業務を拡充
平成25年度	・中区役所庁舎内へ中保健所を移転 ・「新たな区役所改革計画アクションプラン」策定
平成26年度	・港区役所庁舎内へ港土木事務所を移転
平成27年度	・自主的・主体的な区政運営予算に関して、区と局が連携して取り組む仕組みを創設
平成28年度	・区の事務分掌を条例に規定 ・「区における総合行政の推進に関する規則」を改正 ・各区で区民会議を開催 ・区まちづくり基金を創設 ・区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「区政部」を設置

第4章 方針について

1 めざすべき区役所像

本方針では、地域の課題解決や区の特성에応じたまちづくりに住民とともに取り組むため、区役所が「住民に身近な総合行政機関」となることをめざします。

2 めざすべき区役所像を実現するための3つの柱

めざすべき区役所像を実現するため、以下の3つの柱を掲げます。

I 住民が主体のまちづくりの推進

住みやすく愛着の持てる地域をつくるためには、住民や様々な地域団体などが地域に関心を持ち、協力し合いながら身近な課題に取り組んでいく地域の力が欠かせません。

そこで、地域コミュニティ活性化を図るとともに、住民がより積極的に行政に参画し、協働しやすい環境づくりを推進します。

II 住民に身近な行政サービスの推進

区役所では市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、市民感覚を大切にし、住民と協働しながらサービスの充実に取り組みます。

また、効率的で質の高いサービスを提供し、市民満足度の向上に努めます。

III 区行政を推進する仕組みづくり

複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活の様々な分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

地域の課題解決や区の特徴に応じたまちづくりに
住民とともに取り組む「住民に身近な総合行政機関」



3 方針における行政区の考え方

本市が平成9年度に受けた「行政区のあり方懇話会」提言及び平成15年度に受けた「IT時代における区の行政サービスあり方懇話会」提言に基づき、方針では「区役所改革基本計画」及び「新たな区役所改革計画」に引き続き、現行の16行政区の枠の中で、区役所の機能強化を図ります。

【参考】行政区の適正規模

＜「行政区のあり方懇話会」提言及び「IT時代における区の行政サービスあり方懇話会」提言における行政区の適正規模の考え方＞

- ・人口は概ね10万人から20万人程度
- ・分区は人口25万人から30万人を超える状況が、合区は人口5万人未満となる状況が見込まれ、現状の問題が区の再編によってしか解消できない場合に検討する。

4 方針の進め方

(1) 方針期間

この方針を実現するために、平成29年度から概ね10年間の期間を設けます。

(2) 推進体制

方針の推進にあたっては、副市長をトップとした全局室長及び区長を構成員とする「区役所改革推進会議」並びに区長を構成員とする「区総合調整会議」を必要に応じて開催します。

あわせて、区政に関する中長期のビジョンを、各区において住民参画の下「区将来ビジョン」として策定するとともに、具体的な取り組みについては「区政運営方針」に基づいて実施することにより、区役所が主体的に進行管理を行います。

この方針に基づく取り組みについては、16区役所が画一的に実施することを前提とせず、各区の特性や実情に応じて実施します。

なお、社会状況の変化や財政状況に応じて、必要がある場合には方針の見直しを行います。

5 方針策定に係る検討体制

区役所改革推進会議、区総合調整会議等の全庁的な検討に加え、学識経験者からなる「区行政のあり方懇談会」での意見聴取を行いました。

6 方針の目標値

方針に基づく成果を測るため、次に掲げる目標値を設定して適切な進捗管理を行い、これを施策に反映させます。

	指 標	実績値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
1	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	32%	56%
2	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	96%	100%
3	区の特성에応じたまちづくりに関し、区長が予算・組織を要求する仕組みの導入	—	実施

●平成27年度に実施した窓口アンケートの主な意見について

「以前より接遇が良くなった」「職員の方が親切で感謝しています」という声がある一方で、「話し方が早くて、聞き取りづらい」「相手の気持ちを汲み取る努力や配慮がほしい」「挨拶がない」などの意見も寄せられています。

職員一人一人が相手の様子に気を配り、それぞれの状況に配慮した対応を行うことで、市民満足のさらなる向上をめざします。

第5章 方針における取り組みの方向性

1 住民が主体のまちづくりの推進

(1) 地域支援の推進

身近な地域課題に対応し、住みやすく愛着の持てる地域、魅力ある地域をつくるため、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、区政協力委員制度等既存の仕組みの活用や区役所の職員を各地域担当として割り振る地域担当制の充実など、地域とのコミュニケーションを密接に行い、地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、市民活動団体の支援を推進し、課題に応じた地域との連携を進めます。

さらに、地域のコミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターは、未整備学区における建設を進めるとともに、既存施設については長寿命化を始めとしたアセットマネジメントの考え方に基づく改修方針を策定し、計画的な改修を進めます。

●地域コミュニティ活性化支援

地域においては、区政協力委員や学区連絡協議会など様々な団体や市民の皆さんが活躍しています。こうした地域活動の担い手を対象に、各区で「コミュニティ交流会」による情報・意見交換を行っているほか、町内会・自治会への加入促進など、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。



コミュニティ交流会

●コミュニティセンター

コミュニティセンターでは、高齢者の方を対象とした「ふれあい給食会」や「子育て教室」「子育てサロン」が開催されるなど、地域住民の交流の場として利用されています。



ふれあい給食会

(2) 住民参画の推進・協働への支援

暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から行政サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要です。

そこで、「区民会議」を開催するなどにより区役所が区民に情報を提供し、区民の参画を得て、地域の課題及び区の特性について協議し、区民が協働しやすい環境づくりを推進します。

また、「区まちづくり基金」への寄附を通して、区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを生かします。

区民会議

● 中区(フォーラム形式)

人と人がつながるまちであり続けられるよう、誇りと愛着が持てる住みやすいまちをめざして、学識経験者、防災・多文化共生の専門家、若者、行政などさまざまな立場から、中区の特性と将来について、意見交換を実施しています。



● 名東区(ワークショップ形式)

区民や区政に関わる様々な関係者が、テーマを決めてワークショップ形式で意見交換を行っています。参加者の区政への意識・関心を高めるとともに、検討の結果を区政運営の方向性や事業へ反映させています。



2 住民に身近な行政サービスの推進

(1) 住民と取り組むまちづくりの推進

① 地域防災力の向上

災害による被害を軽減するためには、自分で自分を守る「自助」、地域住民がともに助け合う「共助」、行政の支援による「公助」が一体となって対策を行う必要がありますが、大規模災害発生時においては、「公助」に限界があることから、「自助」、「共助」といった地域防災力の向上を図っていくことが重要です。

こうした地域の「自助」、「共助」の向上のため、地域住民が参加する訓練などの機会を捉えて、防災知識の普及啓発に努めるとともに、地域防災の担い手の育成や地域全体で支えあう体制づくりを推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

● 避難所開設・運営訓練

大規模な災害が起きた時、地域住民が避難所を迅速に開設し、円滑に運営することができるように、各地域で「避難所開設・運営訓練」を行っています。

また、避難所での宿泊体験を通して、避難所の生活の厳しさを経験する「宿泊型訓練」なども行っており、幅広い世代の方々が参加しています。



仮設トイレの組み立て



体育館での宿泊体験

② 地域福祉の推進

地域住民が互いに助け合う仕組みを構築し、高齢者や子育て中の親、障害者等が地域で孤立することなく、誰もがその人らしく安心した生活を送ることができる福祉のまちづくりを区社会福祉協議会等と連携しながら進めます。

また、各区において地域の関係団体や多様な福祉の担い手が参画する会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築など、高齢者に対する必要な支援についての検討を進め、区の特性を踏まえた地域福祉を推進します。

● 地域福祉の推進

ごみ出しや電球交換など、ちょっとした困りごとを抱えた高齢者を、各学区のご近所ボランティアコーディネーターが窓口となり、元気な高齢者や学生などのボランティアが支援する「地域支えあい事業」や、子育て中の親子が気軽に参加し、交流を行う「子育てサロン」の取り組みを行っています。



地域支えあい事業



子育てサロン

③ 安心・安全で快適なまちづくり等の推進

犯罪の防止、交通安全、空家等への対応など、安心・安全で快適なまちづくり等を推進するため、関係公所等との連携強化を図り、機動的な活動を展開します。

●安心・安全で快適なまちづくり

生活安全市民運動期などにおいて、市民の防犯意識の高揚を図るための啓発活動を実施しています。

交通安全市民運動期などにおいて、地域や警察と連携し、街頭啓発キャンペーンなどを実施しています。



防犯キャンペーン



街頭啓発キャンペーン

④ 区の特성에応じたまちづくりの推進

大学、企業、市民活動団体等が有する人的・知的な資源を活用し、相互に協働・連携をして地域課題への対応や区の特性に応じたまちづくりを進めます。

●天白区ブックスタート事業

天白保健所、天白図書館、天白区社会福祉協議会が連携し、3か月児健康診査の機会に絵本を贈り、読み聞かせによる赤ちゃんとのふれあいの大切さを伝え、子育て支援を行っています。



(2) 質の高い行政サービスの提供

① 窓口サービスの充実・接遇の向上

質の高いより良いサービスの提供を行うための研修の実施や事務の効率化の検討など、区役所の職員の接遇・ホスピタリティの向上等により、市民がより便利で快適な窓口サービスを受けられるようにします。

② ICTを活用した市民サービスの向上

個人情報 の適正な管理のもとにICTを活用して窓口案内を行うなど、市民ニーズにあったより利便性の高いサービスの提供や、市民への情報の提供内容の充実を図ります。

③ 市民にとって利用しやすい庁舎の計画的整備

老朽化が進んだ区役所については、長寿命化を始めとしたアセットマネジメントの考え方に基づいた庁舎の改修等を計画的に進めます。

● 中村区役所の改築

中村区役所は昭和39年に竣工し、老朽化が進んでいるため、区内地域団体からなる「区役所改築推進委員会」と協議しながら検討しています。

アセットマネジメントの考え方に基づいて、区役所、保健所、土木事務所等の複合化整備を行います。



区役所改築推進委員会ワークショップ
(上下写真ともに)

3 区行政を推進する仕組みづくり

(1) 企画調整機能の強化

① 区将来ビジョンの策定

区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、めざすべき区の姿を明らかにし、その実現に向けた中長期の取り組みを体系化した、区将来ビジョンを策定します。

② 人材の育成

区将来ビジョンの実現に向け、企画調整力を高め、協働や連携を進める人材の育成に取り組みます。

(2) 区長権限の強化

① 区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり

区の特性に応じたまちづくりに関して、区長が直接予算・組織を要求する仕組みを導入するなど、予算・組織の両面から区長の権限強化に取り組みます。

② 総合区についての考え方

本市がめざす特別自治市の創設時には、本市の事務及び権限が増大するため、区の役割を見直す必要があります。その際には、区長権限をさらに強化する手法の一つとして、総合区についても検討します。

●自主的・主体的な区政運営

区長がリーダーシップを発揮し、「区政運営方針」に掲げた様々な取り組みが行われています。



区民まつり(東区)



マメナシ観察会(守山区)



あったか! あつた魅力発見市(熱田区)

(3) 区ごとに設置している事務所等との関係

区役所が地域課題解決の拠点としての役割を果たすため、住民に身近な行政サービスは、住民に身近な区役所の組織で提供します。

なお、事務の集約化により効率化が見込まれる業務、集約化することで職員の専門性の向上が図られるものについては、局の組織で実施すること等も検討します。その際には、住民の利便性も勘案しつつ検討します。

●保健所

① 1保健所16保健所支所体制の導入(平成30年度から実施予定)

新型インフルエンザのように感染力の強い感染症の発生などの健康危機に対して全市で統一的な対応をとるため、健康福祉局内に保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置することで、健康危機管理にかかる指揮命令機能の強化を図ります。

なお、乳幼児健診業務をはじめとする地域に密着した業務は、引き続き各区の保健所支所において実施するとともに、集約することにより機能強化が期待できる業務については、業務の集約化を図ります。

② 保健と福祉の連携強化

保健と福祉のさらなる連携強化を図るため、保健部門と福祉部門が一体的に機能する組織とします。また、支所管内における保健と福祉の連携強化についても検討します。

さらに、既存施設の有効活用やアセットマネジメントの考え方に基づく集約化・複合化整備など条件が整った場合には、現在単独庁舎となっている保健所について区役所との同一庁舎化を進めるとともに、保健と福祉のワンフロア化についても検討します。

●土木事務所

住民に身近な道路、河川、公園の維持管理等の業務を行っている土木事務所を区の組織として位置づけ、地域ニーズにより迅速に対応するとともに、ソフト・ハード両面からの地域課題解決に向けた対応を図ります(平成30年度から実施予定)。

なお、道路、河川、公園に関する業務のうち、複数の区域にわたる事項など、全市的な視点で行う業務は引き続き緑政土木局の指揮監督を受けます。

また、既存施設の有効活用やアセットマネジメントの考え方に基づく集約化・複合化整備など条件が整った場合には、現在単独庁舎となっている土木事務所について区役所との同一庁舎化を進めます。

●環境事業所

ごみ減量活動などの啓発事業や災害時の対応、安心・安全で快適なまちづくりの取り組みなど地域課題の解決に向けた対応の連携強化を図る一方、ごみの収集・運搬業務は、その後の処理・処分も含めて一連の業務として環境局で実施します。



名古屋市市民経済局地域振興部区政課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話:052-972-3148 FAX:052-972-4458
メール:a3148@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

※この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。